

## REACH対応 高懸念物質 (SVHC) について



欧州化学物質庁 (ECHA) は、2008年10月28日にREACH規則の高懸念物質 (SVHC) の候補リスト (別紙15物質) を公表しました。今後このリストに、新たな物質がSVHCとして認定される場合、定期的な更新が行われます。



また、ECHAは、各企業に対して下記の内容を義務づけています。

- ・アーティクル (成形品) 例: パソコン、携帯電話、ネジ・ボルトなどの部品等
- ①2008年10月28日以降、欧州連合 (EU) 及び欧州経済領域 (EEA) 内で成形品を供給する業者は、成形品中に0.1% (w/w) 以上のSVHCを含む場合、少なくとも物質名を含む製品の安全な使用を保障するに十分な情報を顧客に提供する必要があります。また、消費者の要請があった場合には、要請の受領後45日以内に消費者に提供しなければなりません。
- ②EU及びEEA内の製造業者や輸入業者は、成形品にSVHCが0.1% (w/w) 以上含まれ、かつ、1社あたり製造や輸入量が1トン/年を超える場合には、以下の対応が必要になります。
  - 『2010年12月1日までに候補リストに公表された物質』
    - 2011年6月1日までにECHAに届けを出さなければなりません。
  - 『2010年12月1日以降に候補リストに公表された物質』
    - 掲載日から6ヶ月以内にECHAに届けを出さなければなりません。

- ・物質 例: 化学物質単品、原材料としての化学物質
- 2008年10月28日以降、EU及びEEA内のSVHCそのものの供給業者は、顧客に安全データシートを提供しなければなりません。

- ・調剤 例: ボールペン中のインク、トナーカートリッジ中のトナー等
- 2008年10月28日以降、指令1999/45/EC (危険な調剤の分類・包装・表示に関する指令) により危険物質と分類されない調剤でも、
- ①非ガス状の調剤-1種類以上のSVHCを含み、非ガス状の調剤では個々の濃度が0.1% (w/w) を越える場合、
- ②ガス状の調剤-1種類以上のSVHCを含み、個々の濃度が0.2% (v/v) を越える場合、には、EU及びEEAの調剤供給業者は、受領者の要求により、受領者に安全データシートを提供しなければなりません。

当社では、成形品中のフタル酸エステル類やムスクキシレン等の分析を行っております。

詳しくは、当社 **環境分析部 山田、会田 (フリーダイヤル0120-01-2590 内線276、316)** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

S V H Cとして認可対象の候補リスト

2009年5月29日現在

|    | 物質名   | CAS 番号※1                                  | 提案理由※2 | 用途例   |
|----|---|---|--------|---|
| 1  | アントラセン<br>Anthracene  | 120-12-7                                  | PBT    | ・アントラキノン原料<br>・カーボンブラック原料（染料等の原料）                                     |
| 2  | 4,4'-メチレンジアニリン<br>4,4'-Diaminodiphenylmethane   | 101-77-9                                  | CMR    | ・4,4'メチレンビス(フェニルイソシアナート)(MDI)及びポメリックMDIの合成原料<br>・エポキシ樹脂及びポリウレタン樹脂の硬化剤 |
| 3  | フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)<br>Dibutyl phthalate  | 84-74-2                                   | CMR    | ・塩化ビニル樹脂等の可塑剤   |
| 4  | 塩化コバルト (II)<br>Cobalt dichloride  | 7646-79-9                                 | CMR    | ・乾湿指示薬(シリカゲル等で使用)   |
| 5  | 五酸化二ヒ素<br>Diarsenic pentaoxide  | 1303-28-2                                 | CMR    | ・染色、冶金、木材防腐剤  |
| 6  | 三酸化二ヒ素<br>Diarsenic trioxide  | 1327-53-3                                 | CMR    | ・金属ヒ素の原料<br>・特殊ガラスの清澄剤(消色剤、消泡剤)                                       |
| 7  | 二クロム酸二ナトリウム<br>Sodium dichromate  | 7789-12-0<br>10588-01-9                   | CMR    | ・クロム化合物(硫酸クロム)の製造<br>・無機クロム酸系顔料の製造                                    |
| 8  | 2,4,6-トリニトロ-5-t-ブチル-1,3-キシレン<br>(musk xylene)<br>5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene   | 81-15-2                                   | vPvB   | ・香料   |
| 9  | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)<br>Bis(2-ethyl(hexyl)phthalate)  | 117-81-7                                  | CMR    | ・塩化ビニルの可塑剤  |
| 10 | ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)<br>Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified ( $\alpha$ -HBCDD, $\beta$ -HBCDD, $\gamma$ -HBCDD) | 134237-50-6<br>134247-51-7<br>134237-52-8 | PBT    | ・難燃剤  |
| 11 | 短鎖型塩素化パラフィン (C10~C13)<br>Alkanes, C10-13, chloro<br>(Short Chain Chlorinated Paraffins)   | 85535-84-8                                | PBT    | ・潤滑油<br>・難燃剤<br>・可塑剤  |
| 12 | ビストリブチルスズオキシド (TBTO)<br>Bis(tributyltin) oxide  | 56-35-9                                   | PBT    | ・防カビ剤<br>・防汚塗料  |
| 13 | ヒ酸水素鉛<br>Lead hydrogen arsenate   | 7784-40-9                                 | CMR    | ・殺虫剤<br>・木材防腐剤  |
| 14 | フタル酸ブチルベンジル (BBP)<br>Benzyl butyl phthalate   | 85-68-7                                   | CMR    | ・塩化ビニルの可塑剤  |
| 15 | ヒ酸トリエチル<br>Triethyl arsenate  | 15606-95-8                                | CMR    | ・殺虫剤<br>・木材防腐剤  |

※1 CAS番号

米国化学会(American Chemical Society)の一部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)が運営・管理する化学物質登録システムから付与される化学物質に固有の数値識別番号のこと。

※2 提案理由

PBT: 難分解性、生態蓄積性、毒性を有する物質

CMR: 一定の程度以上の発がん性、変異原性、又は生殖毒性を有する物質

vPvB: 極めて難分解性で高い生態蓄積性を有する物質